

キャッシュレス決済端末の 支援について

《軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較》

制度概要

軽減税率対策補助金

本制度は、飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助することとしている。

中小・小規模事業者が購入するもの

- ① 複数税率対応のレジ本体
- ② レジに付属する機器
(決済端末を含む)
- ③ 設置に要する経費

必要な経費の **1/4** を
中小・小規模事業者が負担、
残りの **3/4** を国が補助

キャッシュレス・消費者還元事業

本制度は、消費税率引上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている。

本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ① キャッシュレス決済端末
- ② 決済端末の利用に必要な付属機器
- ③ システム利用料、設置費用等
- ④ タブレット、スマートフォン等

自己負担なし

制度の活用パターン

中小・小規模店舗

